

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 部 課 室 等 名 | 市民文化部 住民課 庶務係 | |
| 許 認 可 等 名 | 徳島市立葬斎場の利用の承諾 | |
| 根 拠 法 令 | 徳島市立葬斎場条例 | |
| 根 拠 条 項 | 第3条第1項 | |
| 連 絡 先 | (電話 621-5132) | |
| 審 査 基 準 | 基 準 | <p>○徳島市立葬斎場条例 (利用の承諾)</p> <p>第3条 葬斎場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の承諾に当たって、利用上必要な条件を付することができる。</p> <p>(承諾の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号の一に該当するときは、葬斎場の利用の承諾を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 葬斎場の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上又は管理上支障があると認められるとき。</p> <p>○徳島市立葬斎場条例施行規則 (利用の申請等)</p> <p>第3条 条例第3条の規定により葬斎場の利用の承諾を受けようとする者は、葬斎場利用承諾申請書(別記様式第1号)を市長に提出し、承諾書(別記様式第2号)の交付を受けなければならない。ただし、条例第2条第1号に規定する火葬場の利用については、別に市長が定めるところにより市長に申請し、その承諾を受けなければならない。</p> <p>2 利用者は、葬斎場を利用する際、前項の承諾書(火葬場の利用については、火葬許可証)を係員に提示しなければならない。</p> |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 1月 17日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由) | 総日数 即日 |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 1月 17日最終変更) |